

## 鳥取県告示第 943 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町三谷字屋内谷220の1、223の1、224の1、227の2、根雨字宮ノ谷267、268、字要害275の2、字八幡宮下モノ谷489の1、489の2、491、492、高尾字大曲り690の5・字大曲り下モ平ラ691・津地字山田林980の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町秋縄字下川西屋敷廻り185、186の2、高尾字井手ノ谷下モ平253の1、字井手ノ谷上ミ平268の1、別所字上ミ森ノ下タ521、524から530まで、舟場字大平835の1、金持字ソラメ1061の1、字池ノ元屋敷廻り1164の2、1165、字フロノ崎1834、1835、本郷字ハゲラ1669の1

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)